



掛川市立大渕小学校

1 基本的な考え方

いじめの定義

被害児童と一定の関係にある児童が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（ネット上の行為も含む）であり、被害児童が心身の苦痛を感じているものとする。された人がいじめだと思えば、それはすべていじめである。被害者本人の意識を重視する。

大渕小職員共通の認識

- ・いじめは人間として絶対に許されない。
- ・いじめは、人間関係に未熟な子どもたちが、よりよい成長の過程で経験するものであり、起こりえるものである。また、当該児童のよりよい成長のための指導の場である。
- ・いじめと疑われる行為を発見した教職員等は、「学校いじめ対策委員会」に報告しなければならない。
- ・学習集団育成の視点から、当該児童だけでなく学級・学校全体の問題として所属集団全員で解決を図る。
- ・いじめ問題は、被害者の立場に立って行い、早期にストレスの解消を行う。
- ・いじめ問題には、組織で対応する。特に家庭との連携には配慮する。

基本理念 自己向上力と多様性が生かされる学習集団の育成

本校では、自己向上力と多様性が生かされる学習集団の育成を生徒指導の柱として、一人一人がよりよい学校生活（学校という社会）を築く主人公として機能し合う集団を育成していく。

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得ることを十分に認識しておく。

その一方で教員は、めざす学習集団の姿を具体的に描き、あるべき方向に進むことができるよう、学級、児童を見取り、価値付けていく。また、教師と児童、児童同士の共感的な人間関係により、一人一人のよさが發揮できる場所を保証し、互いに認め合う学級を作る。

2 いじめの未然防止

(1) 校内研修

ア 授業研究

指導案に、この単元でどのように学習集団を高めていくのかを明記する。授業を通して学習集団育成に努める。

イ 児童理解

具体的な子どもの表れを常に職員室の話題とし、子どもの表れで実践を語り合う職員集団であることを心がける。

ウ 生徒指導研修

年2回、かがやく子研修（生徒指導研修）を位置づけ、職員の資質や能力を高め合う。また、特別な支援を要する子どもについて情報交換し合い、職員共通の認識の上で、開発的生徒指導に当たる。

エ 学級経営研修

各教室の経営を参観しながら、学級経営の現状について学び合う場を設ける。こうした研修を適宜行う。

オ 道徳教育

毎週の道徳授業を大切にすると共に、地域や家庭と連携し、学校全体が一体となって道徳的実践に努める。

カ ネットに関わる指導

ネットに関する児童の状況を調査すると共に、ネットの危険性について、児

童保護者・地域に対して啓発をしていく。(R7年度は、11月の参観会で3年生が、スマホ・携帯講座を、外部講師を招いて開催する。)

(2) 学習集団の育成

ア 人間尊重の教育

よりよい学級づくりを共通目標として、自他を認め合い励まし合う。
生徒指導アンケート「明日のために」を活用し、いじめ発見の場とする。

イ 対処能力の育成

生活の場である学級づくりに主体的に関わらせることにより、実践から問題解決能力を高める。

ウ 自律の促進

遊びのルールや学習規律等を通して、規範意識や公共心及びその実践的態度を育てる。

エ 児童会活動の充実

みんなが、幸せな楽しい学校生活を送ることができるよう、共通の目的意識である「かがやき」をもち、協力してよりよい大渕小学校づくりに取り組む。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 実態把握

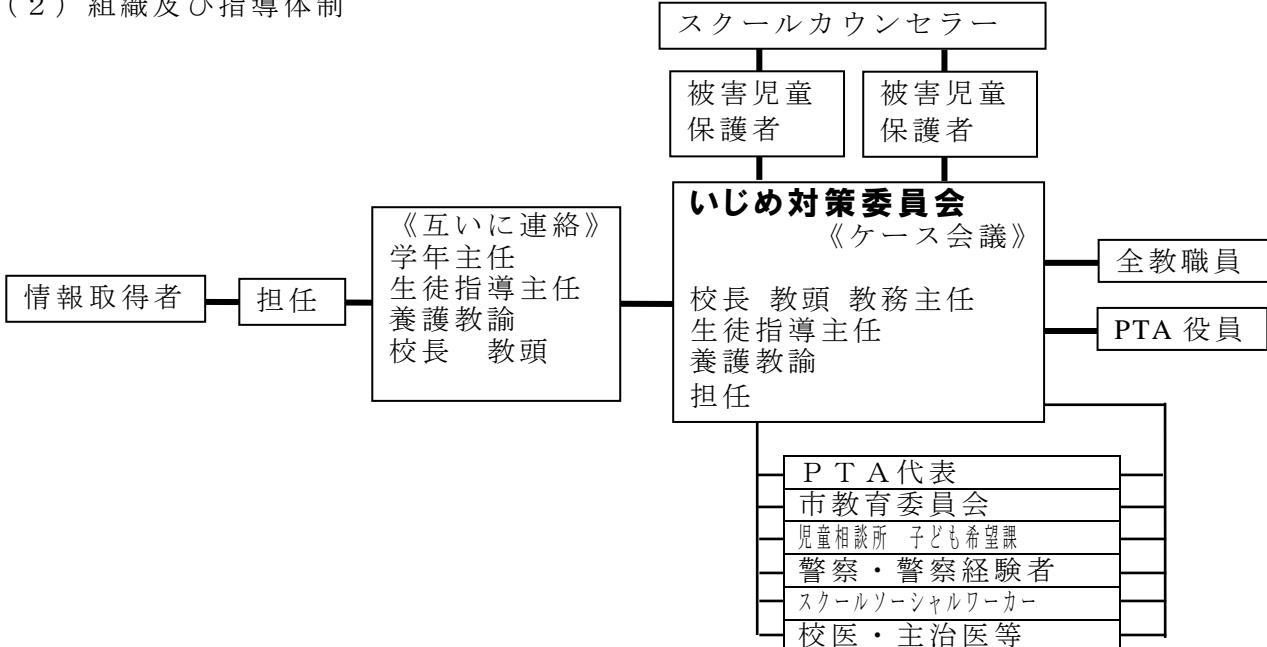
ア 健康観察

毎朝の健康観察を丁寧に行い、様子に変化があるときには個別に話をする。

イ 明日のために(生徒指導アンケート)

2ヶ月1回、生徒指導アンケートを実施し、問題を把握する。担任は事実確認を行い指導、見届けを行う。生徒指導主任は結果を集約し、必要に応じて全職員に紹介する。また、その後の経過についても報告し確実に見届けをする。

(2) 組織及び指導体制



- ア いじめ問題が発生した場合、情報取得者は速やかに情報内容を学級担任に伝える。学級担任が一人で抱え込むことなく組織として対応を図っていく。学級担任は速やかに生徒指導主任等に相談する。
- イ 生徒指導主任は、校長・教頭と連絡をとるとともに、担任と協力しながら該当児童に事実関係の確認をする。また、速やかにいじめ対策委員会を招集し、対策を協議する。(必要に応じ、外部機関関係者の参加も要請する)
- ウ 生徒指導主任は、いじめ対策委員会で協議した内容を、被害児童の保護者に伝え協力を依頼する。
- エ 加害児童に対しては、対策委員会で協議した方法で指導するとともに、保護者にも連絡し協力を依頼する。また、いじめが解消するまで、継続指導をする。
※場合によっては、校長の判断で出席停止の措置をとることもある。
- オ 被害児童及びその保護者には継続支援をしていく。また、スクールカウンセラーと連絡をとり、カウンセリングを勧める。

- カ 校長は、必要に応じて指導経過や指導結果を市教育委員会、保護者等へ報告し、連携をとる。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、警察に相談して対応する。特に子どもの命、心身、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報し、連携して対応する。
- キ 校長は、加害児童に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。

4 いじめの解消に向けて

いじめ解消の定義

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことが、被害児童本人及び保護者に対する面談等により確認されていること

(1) 継続的な支援

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめ解消の定義に基づき継続的な支援をしていく必要がある。

- ア 学級担任は、被害児童及び加害児童の様子を注意深く観察していく。
- イ 学級担任は、被害児童本人及び保護者との定期的な面談を行い、いじめが継続していないかを確認し、対策組織に報告する。
- ウ 学級担任は、加害児童との面談も定期的に行い、解消に向けて継続的に支援をしていく。

(2) 対策委員会

いじめの解消は、上記にある継続的な支援のもと、対策委員会の判断で行っていく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が年間30日の欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- ・児童や保護者から、「いじめにより重大事態に至った」と申し立てがあった場合

(2) 対処

